

# 令和4年石巻市議会第1回定例会提出議案一覧

## 1 条例議案（23件）

### （1）第3号議案 石巻市総合計画推進会議条例

＜制定理由＞

第2次石巻市総合計画を計画的に推進するため、外部委員により構成する「石巻市総合計画推進会議」を設置することから、本条例を制定するものです。

＜制定内容＞

石巻市総合計画推進会議の設置、所掌事務、組織、任期、会長及び副会長、会議及び委任について規定する条例を制定するものです。

また、附則において、施行期日を規定するほか「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例」を廃止し、「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、別表において「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員」の項を削り、「石巻市総合計画推進会議委員」の報酬及び費用弁償について加えるものです。

＜公布の日から施行＞

### （2）第4号議案 石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

＜制定理由＞

令和4年度の組織・機構の見直しにおいて、市長部局にスポーツ部門を移管することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育に関する事務のうち市長が管理し、及び執行する事務を定めるため、本条例を制定するものです。

＜制定内容＞

本則

教育に関する事務のうち、学校における体育に関することを除き、スポーツに関する事務について、市長が管理し、及び執行することとするものです。

附則

施行期日及び経過措置を規定するほか、各体育施設の条例において、施設管理における使用許可の権限等について、教育委員会から市長に改める等、移管に伴う所要の改正を行うものです。

＜令和4年4月1日から施行。この条例の施行の際、教育委員会が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。＞

**(3) 第5号議案 石巻市土地取得基金条例**

**(4) 第14号議案 石巻市特別会計条例の一部を改正する条例**

＜制定・改正理由＞

東日本大震災からの復興事業を推進するため、土地取得を迅速に進めることを目的に設置した「石巻市震災復興土地基金」について、震災復興基本計画期間の終了に伴い、設置目的を達成したことから、公共用地の先行取得に係る類似目的基金である「石巻市道路用地取得基金」と整理統合し、新たに「石巻市土地取得基金条例」を制定するものです。

また、公共用地の先行取得事業の円滑化を図るため設置した「土地取得特別会計」については「石巻市土地取得基金」において代替することとし、当該会計の廃止により、事務の効率化を図るため、「石巻市特別会計条例」の一部を改正するものです。

＜内容＞

**(石巻市土地取得基金条例)**

基金の設置、基金の額、運用、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用及び委任について規定するものです。

また、附則において、施行期日を規定するほか「石巻市道路用地取得基金条例」及び「石巻市震災復興土地基金条例」の廃止並びに廃止に伴う経過措置を規定するものです。

**(石巻市特別会計条例の一部を改正する条例)**

本則

廃止する「土地取得特別会計」の号を削り、各号を繰り上げるものです。

附則

施行期日を規定するものです。

＜令和4年4月1日から施行＞

**(5) 第6号議案 石巻市博物館協議会条例**

＜制定理由＞

石巻市博物館の運営に関し、博物館長の諮問に必ずとともに、博物館長に対して意見を述べるため、博物館法第20条第1項の規定に基づき、「石巻市博物館協議会」を設置するため、本条例を制定するものです。

＜制定内容＞

石巻市博物館協議会の設置、組織、任期、会長及び副会長、会議、部会及び委任について規定する条例を制定するものです。

また、附則において、施行期日、会議の招集を規定するほか「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、「石巻市博物館協議会委員」の報酬及び費用弁償について、別表に加えるものです。

＜令和4年4月1日から施行＞

**(6) 第7号議案 石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する  
条例**

＜制定理由＞

本市の豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るために必要な事項を定め、自然環境及び生活環境に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与するため、本条例を制定するものです。

＜制定内容＞

目的、定義、基本理念、市の責務、事業者の責務、市民の責務、適用を受ける事業、抑制区域、説明会の開催、協議、事業抑制の協議、事業終了の通知、工事に係る着手等の届出、工事の確認、地位の承継、事業の終了等、報告及び立入調査、助言、指導又は勧告、公表及び委任について規定するものです。

また、附則において施行期日及び適用区分を規定するものです。

＜令和4年4月1日から施行。この条例の施行の日の前日までに、事業者から環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条第1項に規定する方法書及び要約書又は環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）第6条第1項に規定する第一種事業方法書及び第一種事業要約書若しくは同条例第26条第1項に規定する第二種事業方法書及び第二種事業要約書が送付された事業については、この条例の規定は適用しない。ただし、事業者は、第3条の基本理念を遵守するよう努めなければならない。また、この条例の第5条及び第9条から第19条までの規定は、この条例の施行の日から起算して180日を経過する日以後に着手する事業について適用する。＞

**(7) 第8号議案 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業清算金基金条例を廃止する  
条例**

＜廃止理由＞

本市では、平成26年度から「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業清算金基金」を設置し、徴収した仮清算金を積み立て、清算金交付金等の財源の一部に充当しておりましたが、基金を財源とする清算金徴収交付事務が完了し、基金設置の目的が達成されたことから、本条例を廃止するものです。

＜内容＞

石巻市被災市街地復興土地区画整理事業清算金基金条例を廃止するものです。

＜公布の日から施行＞

**(8) 第9号議案 石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例**  
＜廃止理由＞

本市では、東日本大震災により被災した市民の内陸部への移転先として、被災市街地復興土地区画整理事業を活用した新市街地を形成するため、市が施行する土地区画整理事業に必要な事項について、条例を制定し事業を行ってまいりましたが、新市街地全地区の被災市街地復興土地区画整理事業が完了したことから、本条例を廃止するものです。

＜内容＞

石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例を廃止するものです。

＜公布の日から施行＞

**(9) 第10号議案 石巻市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例**  
＜改正理由＞

石巻市行財政改革推進プラン2025等に基づき、「石巻市名振地区コミュニティセンター」について、指定管理者となっている地元の地縁団体「名振新生会」と協議を行い、同団体に無償譲渡することで協議が調ったことから、当該施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

＜改正内容＞

第1条及び別表

石巻市名振地区コミュニティセンターの項又は部を削るものです。

＜令和4年4月1日から施行＞

**(10) 第11号議案 石巻市震災遺構門脇小学校条例の一部を改正する条例**

**(11) 第19号議案 石巻市複合文化施設条例の一部を改正する条例**

**(12) 第22号議案 石巻市雄勝地域拠点エリア条例の一部を改正する条例**

**(13) 第23号議案 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

「石巻市震災遺構門脇小学校」、「石巻市博物館」、「雄勝硯伝統産業会館」及び「おしかホエールランド」の入館料（観覧料）は、個人及び団体の料金設定のみとなっていることから、年間パスポートを導入し、更なる集客により、震災からの学びや教訓、本市の文化や歴史に触れる機会の拡大を図るため、各条例の一部を改正するものです。

なお、各施設の年間パスポート料金については、通常料金の2.5回分を目途に設定しております。

＜改正内容＞

**(石巻市震災遺構門脇小学校条例の一部を改正する条例)**

別表第1

震災伝承施設入館料に、年間パスポートの料金及び有効期間を加えるものです。

**(石巻市複合文化施設条例の一部を改正する条例)**

別表第3

博物館観覧料に、年間パスポートの料金及び有効期間を加えるものです。

**(石巻市雄勝地域拠点エリア条例の一部を改正する条例)**

別表第2

雄勝硯伝統産業会館観覧料に、年間パスポートの料金及び有効期間を加えるものです。

**(石巻市牡鹿地域拠点エリア条例の一部を改正する条例)**

別表第2

おしかホエールランド入館料に、年間パスポートの料金及び有効期間を加えるものです。

＜令和4年4月1日から施行＞

**(14) 第12号議案 石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

令和3年8月に人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、当該措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等については、令和4年4月1日施行予定とされていることから、本市においても国家公務員の取扱いに準じることとし、本条例の一部を改正するものです。

＜改正内容＞

第2条及び第17条

育児休業をすることができない職員及び部分休業をすることができない職員において、1年以上の在職期間要件を廃止し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、任用当初から休業できるよう、条文を改めるものです。

第21条、第22条及び第23条

妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等を「第21条」として、勤務環境の整備に関する措置を「第22条」として新たに追加し、これら規定の追加に伴う条の繰り下げを行うものです。

附則

施行期日を規定するものです。

＜令和4年4月1日から施行＞

**(15) 第 1 3 号議案 石巻市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

本市では、平成 1 7 年 4 月の合併以降、課や室等の所属内の体制については、旧石巻市の例により係や班を置かず、グループ制を敷き、各種事務事業を遂行してまいりましたが、職員の担当業務に対する責任の明確化により、チェック機能及び人材育成機能の向上を図り、組織全体として適正な事務処理を確実に実行することを目指すため、本年 4 月から係制に移行することとし、本条例の一部を改正するものです。

＜改正内容＞

第 5 条第 3 項及び別表第 4

地方公務員法第 2 5 条第 3 項第 2 号の規定に合わせ「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改めるなど、文言の整理を行うものです。

別表第 4

行政職給料表級別職務分類表において、3 級の項中「主査」を「係長」に改めるものです。

附則

施行期日を規定するものです。

＜令和 4 年 4 月 1 日から施行＞

**(16) 第 1 5 号議案 石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

地方公共団体から国等に対する寄附金等の取扱いについては、各地方公共団体の自主的な判断により、行政財産について使用料の減免、無償・減額貸付等や普通財産について譲与、減額譲渡、無償・減額貸付等が可能とされております。

本市においては、国に対しこれらの取扱いを可能としておりませんでした。復興事業等で市が取得した国名義にすべき財産や、市が受益者となる国施事業における市名義の事業用地について、その取扱いを可能とすることにより、権利関係や管理区分について適切な整理が図られ、円滑な事業の施行に資することから、各条例の一部を改正するものです。

＜改正内容＞

○第 1 条 石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正

第 4 条第 1 号

使用料の減免において、国を減免対象に加えるものです。

○第 2 条 石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正

第 2 条

改正後の他の条文にあわせ、文言の整理を行うものです。

第 3 条、第 4 条

普通財産の譲与又は減額譲渡及び普通財産の無償貸付又は減額貸付において、国を対象に加えるものです。

○附則

施行期日及び経過措置を規定するものです。

<公布の日から施行。この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。>

**(17) 第16号議案 石巻市手数料条例の一部を改正する条例**

<改正理由>

長期優良住宅に係る認定手続きの合理化や災害への配慮等を目的とした新たな基準が示された「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和3年5月28日に公布されたことに伴い、長期優良住宅認定申請に係る手数料の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

第2条の2第1項及び第3項

法改正に伴い、引用条項等を改めるものです。

第2条の2第1項第1号別表及び第2号別表

新築住宅、既存住宅に係る長期優良住宅認定申請手数料を改めるものです。

第2条の2第3項第1号別表及び第2号別表

既に長期優良住宅の認定を受けた新築住宅、既存住宅の増改築が伴わない計画変更認定申請手数料を定めるものです。

第2条の2第4項

第4項を第5項とし、既に長期優良住宅の認定を受けた新築住宅、既存住宅の増改築が伴う計画変更認定申請手数料に関する規定を新たに第4項として加えるものです。

第2条の2第6項

分譲住宅事業者のみの長期優良住宅認定申請で譲受人が決定したことによる変更申請手数料について定めた規定を第6項として加えるものです。

第2条の2第7項

長期優良住宅認定に基づく地位を承継する場合に必要な承認申請手数料について定めた規定を第7項として加えるものです。

第2条の2第8項

長期優良住宅に係る容積率特例制度の新設に伴う許可申請手数料について定めた規定を第8項として加えるものです。

附則

施行期日を規定するものです。

<令和4年4月1日から施行>

**(18) 第17号議案 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

令和元年11月に策定した「石巻市立小・中学校学区再編計画」に基づく東浜小学校、荻浜中学校の統合について、児童・生徒の保護者及び地区住民に統合に係る説明会等を開催し、令和4年度を以て両校を閉校し、それぞれ万石浦小学校と万石浦中学校へ統合することについて、協議が調ったことから、本条例の一部を改正するものです。

また、併せて、湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴い、湊中学校の位置を変更するものです。

＜改正内容＞

第3条の表

「石巻市立東浜小学校」の項を削るものです。

第4条の表

「石巻市立湊中学校」の位置を「石巻市湊東一丁目13番地1」に改め、「石巻市立荻浜中学校」の項を削るものです。

附則

施行期日を規定するものです。

＜令和5年4月1日から施行。ただし、第4条の表石巻市立湊中学校の位置の改正規定は、令和4年3月19日から施行＞

**(19) 第18号議案 石巻市学校給食センター条例及び石巻市湊地区コミュニティ広場条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴い「石巻市東学校給食センター」及び「石巻市湊地区コミュニティ広場」の位置を変更するため、関係する条例の一部を改正するものです。

＜改正内容＞

○第1条 石巻市学校給食センター条例の一部改正

第2条の表

「石巻市東学校給食センター」の位置を「石巻市湊東三丁目1番地」に改めるものです。

○第2条 石巻市湊地区コミュニティ広場条例の一部改正

第1条

「石巻市湊地区コミュニティ広場」の位置を「石巻市湊東一丁目15番」に改めるものです。

○附則

施行期日を規定するものです。

＜令和4年3月19日から施行＞

**(20) 第 2 0 号議案 石巻市営運動場条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

地域住民のスポーツ活動の場として活用されている「飯野体育研修センター」については、教育委員会規則により利用管理に関する事項を定めておりましたが、令和 4 年度からの市長部局へのスポーツ部門の移管に伴い、他施設との管理等の統一性を図る必要があることから、同施設を条例に加えるとともに、スポーツ部門の移管に伴い、使用許可の権限等を改めるため、本条例の一部を改正するものです。

＜改正内容＞

第 3 条の表

「飯野体育研修センター」の名称及び位置を加えるものです。

第 4 条、第 5 条及び第 7 条

使用の許可、使用許可の制限及び使用許可の取消し等において、教育委員会を市長に改めるものです。

第 8 条

「飯野体育研修センター」の使用料は無料とする規定を加えるものです。

第 1 1 条

委任において、条文の整理を行うものです。

附則

施行期日を規定するものです。

＜令和 4 年 4 月 1 日から施行＞

**(21) 第 2 1 号議案 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例**

＜改正理由＞

石巻市行財政改革推進プラン 2 0 2 5 等に基づき「石巻市後谷地老人憩の家」について、指定管理者となっている地元自治会と協議を行い、地元地縁団体として新たに設立された「後谷地自治会」に無償譲渡することで協議が調ったことから、当該施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

＜改正内容＞

別表第 1

「石巻市後谷地老人憩の家」の項を削るものです。

附則

施行期日を規定するものです。

＜令和 4 年 4 月 1 日から施行＞

(22) 第 2 4 号議案 石巻市営住宅条例の一部を改正する条例

<改正理由>

湊東地区被災市街地復興土地地区画整理事業に伴い、市営住宅等の位置を変更するほか、石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画により入居者の移転が完了した住宅の用途廃止を行うため、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

○第 1 条 石巻市営住宅条例の一部改正

別表第 1 の 1 及び第 1 の 2

石巻市営大門町復興住宅、同住宅集会所、同住宅駐車場の位置を次のとおり改めるものです。

名称	改正	現行
石巻市営大門町復興住宅	石巻市湊東一丁目 石巻市湊東三丁目	石巻市明神町一丁目 石巻市明神町二丁目 石巻市大門町二丁目
石巻市営大門町復興住宅集会所	石巻市湊東一丁目	石巻市明神町二丁目
石巻市営大門町復興住宅駐車場	石巻市湊東三丁目	石巻市大門町二丁目

○第 2 条 石巻市営住宅条例の一部改正

別表第 1 の 1

「石巻市営上井内住宅」、「石巻市営須江小竹住宅」及び「石巻市営須江糠塚住宅」の項を削るものです。

附則

施行期日を規定するものです。

<第 1 条の規定は令和 4 年 3 月 1 9 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行>

(23) 第 25 号議案 石巻市消防団条例の一部を改正する条例

<改正理由>

全国的な消防団員の減少を踏まえ、消防庁において必要な対策を検討した結果、年額報酬及び出勤報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団運営費の適切な計上などが消防団員の処遇の改善に向け取り組むべき事項とされ、これらを踏まえた団員の処遇改善について積極的な取組を行うよう通知されたことから、消防団員の年報酬や出勤報酬の基準等の見直しを行い、本市消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

消防団員の報酬及び費用弁償について次表のとおり改めるものです。

【年報酬】

階級	改正	現行	消防庁推奨額
団長	120,000 円	136,000 円	82,500 円
副団長（地区団長）	92,400 円	106,000 円	69,000 円
副団長（地区副団長）	69,600 円	77,000 円	69,000 円
分団長	51,600 円	51,500 円	50,500 円
副分団長	45,600 円	39,800 円	45,500 円
部長	40,800 円	32,100 円	37,000 円
班長	38,400 円	26,500 円	37,000 円
団員	36,600 円	22,400 円	36,500 円

【出勤報酬等】

(改正)

項目		金額	備考
火災、自然災害等	1 日（8 時間以上）	8,000 円	新設（消防庁推奨額）
	5 時間以上	5,000 円	新設
	2 時間以上 5 時間未満	3,000 円	変更なし
	2 時間未満 ※地震、風水害を除く	2,000 円	新設
演習、出初式		3,000 円	変更なし
搜索（勤務 5 時間未満）		3,000 円	変更なし
派遣、外部会議、訓練、予防活動等		2,000 円	新設
内部会議、研修、機械器具点検等		1,000 円	新設
誤報		1,000 円	新設

(現行)

項目	金額
出場報酬 1 回につき	3,000 円
機械器具点検 1 回につき	1,700 円

<令和 4 年 4 月 1 日から施行>

## 2 予算議案（10件）

- (1) 第1号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(令和3年度石巻市一般会計補正予算)
- (2) 第2号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(令和3年度石巻市一般会計補正予算)
- (3) 第26号議案 令和4年度石巻市一般会計予算
- (4) 第27号議案 令和4年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算
- (5) 第28号議案 令和4年度石巻市市街地開発事業特別会計予算
- (6) 第29号議案 令和4年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算
- (7) 第30号議案 令和4年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算
- (8) 第31号議案 令和4年度石巻市介護保険事業特別会計予算
- (9) 第32号議案 令和4年度石巻市病院事業会計予算
- (10) 第33号議案 令和4年度石巻市下水道事業会計予算

## 3 条例外議案（22件）

- (1) 第34号議案 財産の無償譲渡について
- (2) 第35号議案 財産の無償譲渡について

### <内 容>

石巻市名振地区コミュニティセンター及び石巻市後谷地老人憩の家は、現在、地区住民を中心として組織する地元自治会等が指定管理者となっておりますが、石巻市行財政改革推進プラン2025等に基づき、無償譲渡することで協議が調ったことから、それぞれの施設を地元自治会等に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案番号	譲渡財産・面積等		譲渡の相手方
第34号	譲渡財産	建物（石巻市名振地区コミュニティセンター、その他附帯設備及び備品一式）	石巻市雄勝町名振字東1 2番地13 名振新生会 会長 高橋守次
	所在地	石巻市雄勝町名振字東45番地1	
	延床面積	371.40平方メートル	
	構造	鉄骨造平屋建て	
	評価額	14,251,000円相当額	
第35号	譲渡財産	建物（石巻市後谷地老人憩の家、その他附帯設備及び備品一式）	石巻市小船越字舟形20 番地3 後谷地自治会 代表者 芳賀茂吉
	所在地	石巻市小船越字舟形22番地1	
	延床面積	134.98平方メートル	
	構造	木造平屋建て	
	評価額	960,000円相当額	

### (3) 第36号議案 財産の無償貸付けについて

#### <内 容>

今年度末をもって廃止を予定している「石巻市復興まちづくり情報交流館中央館」について、街づくり振興を図る法人より、まちなかの住民交流及び街づくり振興のための情報発信施設として使用したい旨の申し出があり、その利活用の用途が街のにぎわいを創出する交流施設として活用され、地域活性化に資することから、同施設を無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めるものです。

- ・貸付財産 建物
- ・所在地 石巻市中央二丁目8番11号
- ・延床面積 136.71平方メートル
- ・構造 軽量鉄骨造平屋建て
- ・貸付けの目的 住民交流及び街づくり振興のための情報発信施設
- ・貸付期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・貸付けの相手先 石巻市中瀬2番7号  
株式会社 街づくりまんぼう  
代表取締役社長 木 村 仁

### (4) 第37号議案 工事委託に関する協定の締結について

(石巻市公共下水道雨水排水ポンプ場施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定(その1))

#### <内 容>

石巻市雨水排水基本計画に基づく排水ポンプ場及び雨水管渠施設の整備における、「石巻中央排水区」幹線管渠並びに「不動沢排水区」及び「井内第二排水区」の排水ポンプ場施設の地盤改良工等について、日本下水道事業団に委託する協定を締結するに当たり、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

- ・協定名 石巻市公共下水道雨水排水ポンプ場施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定(その1)
- ・協定額 金1,443,334,390円
- ・完成期限 令和5年3月31日まで
- ・協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
理事長 森 岡 泰 裕

(5) 第38号議案 工事委託に関する年度協定の締結について  
(仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行  
に関する令和4年度協定)

<内 容>

令和元年度に東日本旅客鉄道株式会社と締結した「仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行に関する協定書」に基づき、仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋の整備促進を図るため、令和4年度における年度協定を締結するに当たり、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

- ・協定名 仙石線陸前山下・石巻間外1線七窪蛇田線こ線橋新設工事の施行に関する令和4年度協定
- ・年度協定額 金900,658,000円
- ・協定の相手方 仙台市青葉区五橋一丁目1番1号  
東日本旅客鉄道株式会社  
東北工事事務所長 鬼 柳 雄 一

(6) 第39号議案 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について  
(釜大街道線道路新設(その5)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大街道東三丁目地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 変更前 金130,327,337円  
変更後 金188,812,800円
- ・契約の相手方 石巻市大街道北三丁目7番27号  
新東総業株式会社  
代表取締役社長 新 田 秀 悦

(7) 第40号議案 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について  
(釜大街道線道路新設(その6)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大街道東二丁目地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 変更前 金118,396,430円  
変更後 金175,566,600円
- ・契約の相手方 石巻市新成三丁目1番地5  
株式会社堀内建設  
代表取締役 堀 内 徹

(8) 第41号議案 工事請負契約の一部変更について  
(山崎馬鞍線(馬鞍工区)橋梁新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号  
遠藤興業株式会社  
代表取締役 遠 藤 正 樹
- ・契約金額 変更前 金265,242,186円  
変更後 金308,975,700円

(9) 第42号議案 工事請負契約の一部変更について  
(東中瀬橋橋梁下部工新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市末広町3番9号  
石巻建設株式会社  
代表取締役 山 田 史 郎
- ・契約金額 変更前 金221,866,700円  
変更後 金249,659,300円

(10) 第43号議案 工事請負契約の一部変更について  
(針岡地区排水ポンプ設備設置工事)

<内 容>

- ・請負者 大崎市古川駅東一丁目5番11号  
株式会社ヤマト東北支店  
支店長 木 暮 篤
- ・契約金額 変更前 金302,253,600円  
変更後 金308,785,400円

(11) 第44号議案 工事請負契約の一部変更について  
(蛇田新橋橋梁架替(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道西二丁目1番98号  
株式会社倉元建設東北本部  
本部長 倉 元 孝 輔
- ・契約金額 変更前 金553,534,300円  
変更後 金573,514,700円

(12) 第45号議案 工事請負契約の一部変更について  
(石巻工業港運河線道路新設及び橋梁上部工新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号  
遠藤興業株式会社  
代表取締役 遠 藤 正 樹
- ・契約金額 変更前 金625,431,400円  
変更後 金965,798,900円

(13) 第46号議案 工事請負契約の一部変更について  
(釜大街道線道路新設(その3)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号  
遠藤興業株式会社  
代表取締役 遠 藤 正 樹
- ・契約金額 変更前 金200,200,000円  
変更後 金330,256,300円

(14) 第47号議案 工事請負契約の一部変更について  
(網小医院屋内退避施設改修工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市恵み野三丁目1番地2  
株式会社丸本組  
代表取締役 佐藤 昌 良
- ・契約金額 変更前 金452,870,000円  
変更後 金457,490,000円

(15) 第48号議案 工事請負契約の一部変更について  
(新明治橋橋梁災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 仙台市青葉区春日町10番12号  
矢田工業株式会社仙台支店  
支店長 石塚 周
- ・契約金額 変更前 金679,250,000円  
変更後 金702,662,400円

(16) 第49号議案 工事請負契約の一部変更について  
(本地橋橋梁災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道西二丁目1番98号  
株式会社倉元建設東北本部  
本部長 倉元 孝 輔
- ・契約金額 変更前 金847,729,300円  
変更後 金924,632,500円

(17) 第50号議案 工事請負契約の一部変更について  
(吉浜橋橋梁災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市三ツ股四丁目3番1号  
株式会社グリーンシェルター石巻支店  
支店長 我妻 昭 一
- ・契約金額 変更前 金802,939,500円  
変更後 金932,022,300円

(18) 第51号議案 工事請負契約の一部変更について  
(下釜南部地区土地区画整理事業宅地造成道路築造(その4)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道北三丁目7番27号  
新東総業株式会社  
代表取締役社長 新 田 秀 悦
- ・契約金額 変更前 金161,941,906円  
変更後 金199,279,300円

(19) 第52号議案 字の区域を変更することについて

<内 容>

石巻市北上地区で施行された、農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)北上地区の工事完了に伴い、事業区域内の石巻市北上町橋浦字上大須ほか29の字の一部又は全部の区域を、工事完了後の土地の形状に合わせて変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

- (20) 第53号議案 市道路線の認定について  
 (21) 第54号議案 市道路線の廃止について  
 (22) 第55号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	国の事業によるもの ・旧北上川河口部改修事業 (石巻地区)	3路線	1, 019. 75
	県の事業によるもの ・県道石巻女川線の旧道移管によるもの ・主要地方道石巻鮎川線復興道路事業完了に伴う旧道移管 (石巻地区)	12路線 2路線	5, 853. 39 565. 20
	市の事業によるもの ・漁業集落防災機能強化事業 (雄勝地区)	2路線	163. 30
	・漁業集落防災機能強化事業 (北上地区)	5路線	2, 644. 50
	計	24路線	10, 246. 14
廃止	国の事業によるもの ・旧北上川河口部改修事業 (石巻地区)	2路線	△283. 17
	県の事業によるもの ・河川災害復旧事業 (北上地区)	1路線	△61. 60
	市の事業によるもの ・湊西、湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業 ・漁業集落防災機能強化事業 (雄勝地区)	4路線 8路線	△1, 293. 38 △1, 251. 10
	・漁業集落防災機能強化事業 (北上地区)	5路線	△2, 175. 20
	計	20路線	△5, 064. 45
変更	県の事業によるもの ・河川災害復旧事業 (北上地区)	1路線	105. 60
	市の事業によるもの ・湊北、湊西、湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業 ・漁業集落防災機能強化事業 (北上地区)	2路線 1路線	△576. 23 △130. 40
	・路線見直し (河北地区)	1路線	△546. 30
	計	5路線	△1, 147. 33

# 令和4年石巻市議会第1回定例会追加提出議案一覧(その1)

## 1 条例議案(1件)

### (1) 第56号議案 石巻市かわまち交流拠点条例の一部を改正する条例

<改正理由>

中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴い「かわまち交流センター」、「かわまち立体駐車場」、「かわまちバス駐車場」及び「かわまち交通広場」の位置を変更するため、条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

第2条の表

各施設の位置を次のとおり改めるものです。

名称	改正	現行
石巻市かわまち交流センター	石巻市中央二丁目11番12号	石巻市中央二丁目11番21
石巻市かわまち立体駐車場	石巻市中央二丁目6番	石巻市中央二丁目114番2
石巻市かわまちバス駐車場	石巻市中央二丁目303番	石巻市中央二丁目114番2
石巻市かわまち交通広場	石巻市中央二丁目309番	石巻市中央二丁目1番1

<令和4年3月19日から施行>

## 2 予算議案(11件)

- (1) 第57号議案 令和3年度石巻市一般会計補正予算(第10号)
- (2) 第58号議案 令和3年度石巻市土地取得特別会計補正予算(第1号)
- (3) 第59号議案 令和3年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
- (4) 第60号議案 令和3年度石巻市市街地開発事業特別会計補正予算(第4号)
- (5) 第61号議案 令和3年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (6) 第62号議案 令和3年度石巻市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (7) 第63号議案 令和3年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- (8) 第64号議案 令和3年度石巻市病院事業会計補正予算(第2号)
- (9) 第65号議案 令和3年度石巻市下水道事業会計補正予算(第4号)
- (10) 第66号議案 令和4年度石巻市一般会計補正予算(第1号)
- (11) 第67号議案 令和4年度石巻市病院事業会計補正予算(第1号)

### 3 条例外議案（3件）

#### (1) 第68号議案 工事請負の契約締結について ( (仮称) 河北地区統合保育所建設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市小船越字後223番2
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金374,000,000円
- ・契約の相手方 石巻市清水町二丁目3番3号  
若生工業株式会社  
代表取締役 若 生 保 彦

#### (2) 第69号議案 工事請負の契約締結について ( (仮称) 雄勝地区多目的広場ほか整備工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市雄勝町雄勝字寺ほか地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金335,017,650円
- ・契約の相手方 石巻市恵み野六丁目2番地12  
二ツ山建設株式会社  
代表取締役 大 槻 勝 男

#### (3) 第70号議案 工事請負契約の一部変更について (釜大街道線道路新設（その2）工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市蛇田字新下前沼156番地の10  
黒須産業株式会社  
代表取締役 土 井 博 道
- ・契約金額 変更前 金324,936,700円  
変更後 金361,216,900円

# 令和4年石巻市議会第1回定例会追加提出議案一覧(その2)

## 1 条例議案(1件)

### (1) 第71号議案 石巻市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「蛇田地区放課後児童クラブ」においては、利用申請者数が定員を超過していることから、一部の児童は交通量の多い道路を経由し、児童クラブへの通所を行っており、また、「鹿又地区放課後児童クラブ」においては待機児童が発生していることから、これらの地区の放課後児童クラブの事業運営を令和4年度から民間へ委託し、通所時における児童の安全の確保及び待機児童の解消を図るため、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

別表

蛇田地区第三及び第四放課後児童クラブ並びに鹿又地区第一放課後児童クラブの位置を改めるほか、蛇田地区第五、第六及び第七放課後児童クラブの名称及び位置を加えるものです。

附則

施行期日及び準備行為を規定するものです。

#### 【変更内容】

##### ○蛇田地区放課後児童クラブ

	令和4年度～	現行
運営方法	民間委託	直営
開設場所	第一：変更なし 第二：変更なし 第三～第七：蛇田字新丸井戸28番地1	第一：蛇田字上中塚97番地1 第二：蛇田字上中塚62番地2 第三、第四：丸井戸二丁目2番6号
定員	第一～第七：各40人 合計：280人	第一：70人 第二～第四：各50人 合計：220人

##### ○鹿又地区放課後児童クラブ

	令和4年度～	現行
運営方法	民間委託	直営
開設場所	第一：鹿又字八幡前15番地 第二：変更なし	第一、第二：鹿又字矢袋屋敷合31番地
定員	第一、第二：各50人 合計：100人	第一：30人 第二：50人 合計：80人

<令和4年4月1日から施行。ただし、事業の委託その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。>

## 2 予算議案（2件）

- (1) 第72号議案 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第2号）
- (2) 第73号議案 令和4年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

## 3 条例外議案（1件）

- (1) 第74号議案 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

<理由>

人権擁護委員の阿部慶吾氏、鈴木みどり氏、大國龍笙氏、阿部清隆氏、佐々木慶一郎氏、佐藤静夫氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますことから、その後任候補者の推薦について、仙台北務局長から依頼があり、慎重に選考してまいりましたが、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関して理解のある阿部慶吾氏、鈴木みどり氏、阿部清隆氏を引き続き、村上伸介氏、佐々木美智子氏を新たな候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

## 4 議会案（1件）

- (1) 議会案第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議する決議

<内容>

現在行われているロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会への平和と安全を著しく損なう行為として、断じて容認することができない暴挙である。

ましてや核兵器の使用を示唆し威嚇するなどは言語道断であり、唯一の被爆国である我が国としては絶対これを許すことはできない。

このような軍事力を背景とした一方的な現状変更への試みは、明白な国際法並びに国連憲章に違反した行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて看過できない。

ここに石巻市議会は、ロシアに対し一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するものである。

また、日本政府においては、現地在留邦人の安全確保に万全を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く求めるものです。

# 令和4年石巻市議会第1回定例会追加提出議案一覧（その3）

## 1 条例外議案（2件）

### （1）第75号議案 副市長を選任するにつき同意を求めることについて

＜理 由＞

菅原秀幸副市長の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、その後任について、慎重に選考してまいりましたが、行政経験が豊かで、人格が高潔で識見も高く、地方自治に熱意を有する渡邊伸彦総務部長を新たに選任いたしたく、また、1日でも早く復興事業を完結させ、低迷する地域経済の活性化や地方創生事業の推進など様々な行政課題に、よりスピーディーに対応するためには、副市長2名による体制強化が必要であると判断し、その人選について慎重に選考してまいりましたが、国の公共事業予算や地域経済に精通し、人格が高潔で識見も高く、地方自治に熱意を有する工藤均氏を新たに選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

### （2）第76号議案 教育委員会委員を任命するにつき同意を求めることについて

＜理 由＞

石巻市教育委員会委員の今井多貴子氏の任期が本年5月23日をもって満了となりますことから、その後任について、慎重に選考してまいりましたが、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する大和千恵氏を新たに任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

## 2 委員会提出議案、議会案（2件）

### （1）委員会提出議案第1号 石巻市議会委員会条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

石巻市組織条例の一部改正に伴い、石巻市議会委員会条例における常任委員会の所管の一部を変更する必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

### （2）議会案第2号 6番黒須光男議員に対する議員辞職勧告決議

＜内 容＞

黒須光男議員に対しては、これまでの議長からの再三の注意に対する反省が見られないどころか、議場外での高圧的な言動がエスカレートし、行政の適正な職務遂行を妨げるようになったことから、昨年12月議会でやむを得ず辞職勧告決議を提出し、議長を除く全議員の賛成により可決したばかりである。

石巻市議会は、市民と協働し、真の地方自治を先導する議会を目指し、石巻市議会議員政治倫理条例を制定しているが、その中で定める「議員は自ら研さんを積み、資質を高めると

ともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。」という議員の責務を歪め、「議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為、その他の人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。」という政治倫理基準に反する言動は決して許されるものではない。

市民からの負託を受けた重みを最も知っている我々議員自身が、議員辞職勧告決議を下さなければならなかった苦悩を理解するどころか、今定例会では副議長からの注意を受け留める素振りも見せず、「こんなことにもめげずに」と反発した姿勢には救いの余地もない。

12月の辞職勧告の反省も無く、その後も市役所内の目的以外に使用できない場所で、無断で秩序を乱すような文書を各保育所宛に投函したとして、去る2月24日に議長より迷惑行為の嚴重注意を受けたばかりにもかかわらずである。本来、行政を倫理観高く監視すべき役割を担うはずの議員が、自己都合を優先して自ら規律等を無視することがあってはならない。

また、石巻市議会会議規則で一般質問は「市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」と規定されているにもかかわらず、今定例会では黒須光男議員自身が訴訟を起こされた個人的な民事裁判の内容に関する自己弁護に終始する場面があったが、公の議場の中で貴重な時間と税金を使って私事に質問時間を使うことは、議員としてあるまじき行為であり、議員として負託された市民の思いを踏みにじる行為と言っても過言ではない。

このところの黒須光男議員の一般質問は自身の起こした、もしくは起こそうとしている訴訟案件ばかりであり、自己の訴訟に利用する意図で議場での発言や議会だよりの持つ公共性を使うことは厳に慎まなければならない。

よって、議員辞職勧告を決議した昨年12月時点での状況をこれ以上さらに悪化させることは市民の不利益に繋がることから、6番黒須光男議員に対し、速やかに議員を辞職するよう重ねて勧告するものです。